

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示及び テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正について

1 緊急防除制度の概要

植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第17条第1項においては、有害動植物がまん延して、有用な植物に重大な被害を与えるおそれがある場合等において、駆除又はまん延防止の必要があるときは、農林水産大臣は、法第4章の規定による防除(以下「緊急防除」という。)を行うものとする旨規定している。また、農林水産大臣は、緊急防除を行うため必要な限度において、有害動植物が付着している植物等の移動禁止・消毒等の命令をすることができる(法第18条第1項)。

また、緊急防除を行う際には、①防除を行う区域及び期間、②有害動植物の種類、③防除の内容、④その他必要な事項を、防除を行う30日前までに告示しなければならない(法第17条第2項)。

2 改正の趣旨

(1) テンサイシストセンチュウは、我が国の重要な作物であるアブラナ属植物やフダンソウ属植物、テンサイ等の地下部に寄生し、農業生産に被害を与えるおそれがあることから、我が国が侵入を警戒する重要病害虫である。

平成29年9月、長野県諏訪郡原村の一部地域においてテンサイシストセンチュウが我が国で初めて確認されたことを受け、次の告示及び省令を定め、緊急防除を行っているところである。

① 法第17条第2項の規定に基づく、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示(平成30年3月26日農林水産省告示第608号。以下「告示」という。)

② 法第18条第1項の規定に基づく、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成30年農林水産省令第12号。以下「省令」という。)

(2) 平成31年2月までに実施した調査により、テンサイシストセンチュウが検出限界以下に至っていないことが確認されたことから、防除を行う期間を延長する必要がある。また、本年度実施した試験研究の結果、テンサイシストセンチュウを増殖させる植物が新たに確認されたことから、これを追加する必要がある。

3 改正の内容

(1) 防除を行う期間の延長

テンサイシストセンチュウが検出限界以下に至ったことを確認するために必要な期間として、防除期間を1年間延長して平成32年3月31日までとする。

(2) 作付け禁止植物の追加

新たにテンサイシストセンチュウを増殖させることが確認されたトマトを作付け禁止作物に追加する。

4 その他

告示及び省令の改正に伴い、改めて協力指示書を交付する。

5 今後のスケジュール

公布 平成31年2月下旬

施行 平成31年4月上旬

※ 協力指示書は、告示及び省令の公布と同日に交付。